

改訂11版

建設業法遵守の手引

— 適正な業務運営のために —

～建設業法施行令・建設業法施行規則の改正に対応～

目次

はじめに

I 建設業を始めるとき	1
1 建設業の許可	2
(1) 許可の区分	2
(2) 許可の有効期間と許可条件	7
(3) 許可申請書の閲覧制度	7
2 許可の基準	7
(1) 経營業務の適正な管理	7
(2) 技術者の設置	9
(3) 誠実性の要件	10
(4) 財産的基礎の要件	11
(5) 欠格要件	11
3 標識の掲示	13
4 表示の制限	14
5 帳簿の備付け	15
(1) 帳簿	15
(2) 営業に関する図書	15
(3) 備付け等の場所	15
6 許可に関連するその他の手続き	16
(1) 変更届出等	16
(2) 認可制度	16
II 建設工事を受注するとき	19
1 経営事項審査	20
(1) 制度の概要	20
(2) 審査の項目	21
(3) その他	25
2 建設工事請負契約(受注契約)の原則	27
3 書面による契約	27
4 契約の内容	28
5 注文者の義務	29
(1) 不当に低い請負代金の禁止	29
(2) 不当な使用資材などの購入強制の禁止	31
(3) 著しく短い工期の禁止	31

(4) 見積期間の設定等	32
(5) 情報の提供	32
(6) 監督員の選任などの通知	33
6 受注者の義務	33
(1) 見積書の作成と交付	33
(2) 前金払の際の保証	34
(3) 現場代理人の選任などの通知	35
7 建設工事の紛争処理	35
Ⅲ 建設工事を下請に出すとき、下請になるとき	37
1 一括下請の禁止	38
2 下請業者の選び方	40
3 下請契約の原則など	42
4 元請の義務	43
(1) 不当に低い下請代金の禁止	43
(2) 不当な下請代金の減額	43
(3) 不当な使用資材などの購入強制の禁止	44
(4) 著しく短い工期の禁止	44
(5) 下請代金の支払	44
(6) 完成検査、引渡し	45
(7) その他の不公正な取引方法	46
(8) 下請業者の意見聴取	47
(9) その他の義務	47
5 特定建設業者の義務	47
(1) 下請代金の支払期日	47
(2) 下請代金の支払方法	50
(3) 下請業者の労賃不払などの場合	51
6 下請業者の義務	51
7 標準請負契約約款や建設業法令遵守ガイド ライン等に基づく適正な下請契約	51
(1) 契約内容	51
(2) 請負価格	52
(3) 代金支払の適正化	53
8 契約締結の手順についての指針	54
9 建設工事の紛争処理	54
Ⅳ 建設工事を施工するとき	55
1 施工体制台帳の整備など	56

(1) 施工体制台帳	56
(2) 再下請負通知	58
(3) 施工体系図	58
2 下請業者の指導、違反是正	68
3 工事現場への技術者の配置	69
(1) 主任技術者	69
(2) 監理技術者	71
4 専門技術者の配置	72
5 主任技術者、監理技術者の現場専任制度	73
6 監理技術者資格者証	74
7 技術検定	75
8 標識の掲示	78
9 見積条件と現地の条件が違う場合の対応	78
10 着手後に工事内容(工期等)を変更する場合の 対応	79

V 建設業法に違反すると… 81

1 監督処分	82
(1) 指示処分	82
(2) 営業停止処分	83
(3) 許可の取消処分	85
(4) 監督行政庁	86
(5) 監督処分の公表	86
(6) 指導、助言、勧告	87
(7) 報告聴取、立入調査	87
(8) 公共工事発注者の通知義務	87
(9) 建設資材製造業者等に対する勧告・命令等	87
2 公正取引委員会への措置要求	88
(1) 独占禁止法の排除措置	88
(2) 損害賠償責任	90
3 罰則	90

VI 建設業法の遵守のために 93

1 法令遵守体制の整備	94
2 研修体制の整備	94
3 業界全体の取組	95

VII 参考資料

1 建設業法	98
(1) 建設業法の概要	98
(2) 建設業法(抜粋)	99
2 建設業許可制度の概要等	122
(1) 建設業の許可	122
(1-1)国土交通大臣に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び基準処理期間について	123
(1-2)建設工事の業種区分	134
(1-3)監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等	144
(1-4)建設業許可事務ガイドラインについて〔抄〕	149
(2) 「建設業者」が店舗・現場に掲示する標識の様式	172
(3) 建設業法に基づく「帳簿」の記載事項と添付書類	173
3 経営事項審査の手続の流れ	175
(1) 手続の流れ	175
(2) 「経営事項審査」を受けなければならない工事	176
(3) 建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件	178
(4) 経営事項審査の事務取扱いについて〔抄〕	187
4 建設産業における生産システム合理化指針について〔抄〕	217
5 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準	219

Q & A 目次

《I 建設業を始めるとき》

- Q 1** 都道府県知事許可の業者は、許可を受けた都道府県以外では、営業や建設工事ができないのですか。……………3
- Q 2** 「営業所」とは何ですか。……………3
- Q 3** 大きな工事を受注しても、小分けにして下請に出して、下請一社ごとの金額をそれぞれ一定額未満にすれば、特定建設業の許可は必要ないのですか。……………4
- Q 4** 下請業者が孫請業者に対して、一定額以上

を再下請に出す場合は、特定建設業の許可が必要ですか。……………4

Q 5 発注者は、一般建設業者に対して、どんな大きな金額の工事を発注してもいいのですか。…6

Q 6 暴力団対策法で罰金刑を受けるのはどうい
う場合ですか。……………13

Q 7 暴力団関係企業でも建設業の許可を取
れるのでしょうか。……………13

Q 8 下請業者でも帳簿に下請代金の支払状
況を記載したり、施工体制台帳の抜粋を添付す
る必要がありますか。……………16

《Ⅱ 建設工事を受注するとき》

Q 9 経営状況分析機関には、どのようなと
ころがありますか。……………22

Q 10 経営事項審査の結果通知書について
は、どこで閲覧できるのですか。……………25

Q 11 経営事項審査は、毎年受ける必要が
ありますか。2年に一度では何か支障がある
のでしょうか。……………26

Q 12 「自己の取引上の地位を不当に利
用して」とは、どういうことですか。……………30

Q 13 「通常必要と認められる原価」に
は何が含まれますか。……………30

Q 14 「利益を害する」とは、どうい
うことですか。…31

Q 15 注文者が受注者に対して設けな
ければならない「見積期間」は、どのよ
うな工事でも同じですか。……………32

《Ⅲ 建設工事を下請に出すとき、下請になるとき》

Q 16 中間マージンを全く取らずに一括
して下請させた場合も一括下請に当たる
のですか。…39

Q 17 主たる工事を下請に出しています
。現場には、元請会社の技術者を置いて
いますが、それでも一括下請になるの
ですか。……………39

Q 18 工事の独立した一部を下請に出
し、資材を提供していますが、それでも
一括下請になるのですか。……………39

Q 19 下請業者が孫請業者に一括下
請する場合には、あらかじめ、元請業
者の書面の承諾を得

ておけばいいのですか。……………40

Q20 下請業者を選ぶのに、独占禁止法の不公正な取引方法が関係することがあるのですか。…41

Q21 特定建設業者は、代金をもらっていても、引渡しの申出から50日以内に下請代金を支払わなければならないのですか。……………48

Q22 特定建設業者が、注文者から出来高払や竣工払を受けていて、さらに下請業者から引渡しの申出を受けているときは、下請代金の支払はいつになるのですか。……………48

Q23 割引困難な手形とはどういうものですか。…51

《Ⅳ 建設工事を施工するとき》

Q24 施工体系図は道路に面したところに掲示しなければならないのですか。……………59

Q25 同じ建設業者の二つの工事現場が近接しているときには、一人の主任技術者が両方の工事現場の主任技術者を兼ねることはできますか。……………74

《Ⅴ 建設業法に違反すると》

Q26 建設業法により営業停止が行われた時に、企業の営業や建設工事の施工において禁止されるのはどのような行為ですか。……………84

Q27 公正取引委員会は、独占禁止法の不公正な取引方法に当たると考えた場合、どんな手続で処分するのですか。……………89